

# 大分県特定行為看護師等養成支援事業実施要綱

## 1 目的

この事業は、高度かつ専門的な知識が特に必要とされる特定行為看護師等の養成を支援することにより、医師から看護師へのタスクシフトを推進し、労働時間の短縮と質の高い医療の両立を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

「大分県働きたい医療機関認証事業（以下、「認証事業」という。）」の認証を受けており（認証申請中を含む）、特定行為研修（NP教育課程を含む）を受講する看護師を雇用している県内医療機関の設置者（以下、「医療機関」という。）とする。

なお、診療報酬により地域医療体制確保加算を取得しているものと、勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助金の交付を受けているものは除く。

## 3 事業内容

医療機関が雇用している看護師に特定行為研修を受講させるために負担した受講料とその代替看護師の人件費の助成を行う。

この場合において、受講料の負担の方法は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関（以下「指定研修機関」という。）に直接支払いを行う場合、又は特定行為研修を受講する看護師に助成を行う場合のいずれでもよいものとする。

なお、認証事業において、医療機関の都合により事業を中止し、既に交付を受けた補助金がある場合は、全額を県に返納するものとする。

### (1) 研修受講料

- ①指定研修機関に支払いを要する受講料（入学料、授業料）を補助する。ただし、研修期間が複数の年度にわたる場合は、研修費用を按分して年度ごとに補助を行う。
- ②特定行為研修を受講する看護師が事業年度の前年度に指定研修機関に対して受講料の支払いを完了している場合において、当該看護師に対する受講料の助成が事業年度内である場合は、補助金の交付対象とすることができる。
- ③補助の対象となった看護師が、当該年度において特定行為研修の受講を中止した場合は補助の対象外とし、交付を受けた補助金がある場合は、全額を県に返納するものとする。

### (2) 代替職員の人件費

特定行為研修を受講させる看護師の代替職員の人件費（賃金、諸手当、社会保険料）を補助する。なお、代替職員とは、所属する看護師を特定行為研修に派遣する間に、当該職員の代替として雇用する看護師をいう。

#### 4 補助事業者等

補助事業者等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

#### 5 提出書類

（1）事業実施者は、事業計画認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、別に定める期日までに知事に認定の申請を行うものとする。

ア 事業計画書（別紙1）

イ 誓約書（別紙2）

ウ その他知事が必要と認める書類

（2）知事は、事業の内容を審査し、適当と認めるときは事業の認定を行い、事業認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

#### 6 補助額の算定方法等

補助対象経費及び補助率等については、別に定める大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金交付要綱に定めるものとする。

（附 則）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 号様式

年度大分県特定行為看護師等養成支援事業計画認定申請書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住所  
氏名

年度大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金について、下記のとおり作成したので認定されるよう、大分県特定行為看護師等養成支援事業実施要綱 5 (1) の規定により申請します。

記

添付書類 事業計画書 (別紙 1)  
誓約書 (別紙 2)  
その他知事が必要と認める書類

第2号様式

年度大分県特定行為看護師等養成支援事業計画認定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付け 第 号で認定申請のあった 年度大分県特定行為看護師等養成支援事業計画について、事業計画書のとおり認定したので、大分県特定行為看護師等養成支援事業実施要綱5（2）の規定により通知します。

## 事業計画書

<b>1 医療機関等について</b>	
名 称	
所 在 地	〒
担当者	所 属
	職名・氏名
	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス

<b>2 大分県働きたい医療機関認証事業の申請状況等について</b>	
申 請 状 況 等	認証済 ・ 認証申請済

※いずれかに○をつけてください

<b>3 研修内容について</b>		
<b>① 研修受講</b>		
受講者	職・氏 名	
	職 種	
	採用年月日	
	配属先	
指定研修機関の名称		
所 在 地		
研 修 予 定 期 間		
年 月 日 ~ 年 月 日		
経費所要見込額	入 学 料	円
	授 業 料	円
	合計 (A)	0 円
受講者負担額 (B)		円
その他補助金 (C)		円
病院負担額 (A)-(B)-(C)		0 円
病院等の支出 (予定) 日		年 月 日
支 払 先		<input type="checkbox"/> 指定研修機関あて ・ <input type="checkbox"/> 看護職員あて
<b>② 代替職員雇用</b>		
代替職員 (予定) 氏名		
代替職員の配属先 (予定)		
雇用予定期間 (うち補助対象となる雇用期間)		
( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )		
代替職員雇用にかかる費用		円
※賃金、諸手当等の支出予定の内訳を別紙 (様式自由) として添付してください。		

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。